

一般社団法人
全九州電気工事業協会 御中

九州電力送配電株式会社

需要場所や発電場所の見直しに係る取扱いについて（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、当社託送供給等約款（以下、託送約款）では、「1需要場所1引込み1契約」を原則として定めており、その例外として、電気自動車の急速充電器とFIT電源については1需要場所2引込み2契約が可能となるよう定めていました。

今般、上記以外の「1需要場所複数引込み」や「複数需要場所1引込み」に対するニーズが高まり、国の審議会で議論された結果、本年4月から電気事業法施行規則に定める需要場所の取扱いが見直されることとなりました。

審議会での議論の結果および電気事業法施工規則の見直しに伴い、当社託送供給等約款の見直しを行いました。

つきましては、概要と変更点について下記のとおり、お知らせしますので、貴組合員へのご周知をお願いいたします。

敬 具

記

1 需要場所見直しの概要（詳細は別紙参照）

| 現行 | 見直し後 | 適用条件 |
|-----------------------|---|---|
| 1 需 要 場 所 | 1 引 込 み | （当社託送供給等約款：令和2年10月1日実施 15供給および契約の単位） 当社は、次の場合 ^{※1} を除き、1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ない、1発電場所につき、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。 |
| 特 例 | 1 需 要 場 所 複 数 需 要 場 所 | 現行は上記の原則と併せて、EV・PHVの急速充電器の設置・FIT電源設備の設置の場合に限って、 特例需要場所として1需要場所2引込みが可能 |
| | 複 数 引 込 み | 以下の3要件のいずれかに該当する措置として、必要な設備を新たに施設する場合には、1需要場所複数引込み等による供給を可能 ^{※2} とします。 ① 災害による被害を防ぐための措置 →自然災害時の対策として、 避難場所への引込みを新たに施設することや、建物間の融通を行うこと で、災害時のレジリエンス（強靱性）向上が図れる場合等 ② 温室効果ガス等の排出の抑制等の措置 →環境性や再エネの大量導入といった観点から、 再エネ電源の分散設置や急速充電器と併せて普通充電器を設置する場合 等 ③ 電気工作物の設置および運用の合理化のための措置 →ネットワーク設備の効率的運用や合理化の観点から、 需要者や一般送配電事業者のいずれにも過剰な設備投資を回避できる効果や工期短縮が見込まれる場合 |

（※1）電灯と動力を併設して1需要場所に設置する場合等

（※2）具体的な適用の判断基準は、資源エネルギー庁HPに掲載されるQAをもとに対応予定（2021.4.1公開予定）

2 実施時期

2021年4月1日以降の新增設お申込みから

※ なお、お申込み時に必要となる書類は別途お知らせいたします。

以 上